



政治資金規正法改正案 審議入り

国民注視の中 政治改革ができるか

自民党派閥の政治資金パーティー裏金事件を受け、与野党の政治資金規正法などの改正案が出そろい、5月22日衆院政治改革特別委員会で審議が開始されました。

①「連座制」の導入、②政党が党幹部らに支出する政策活動費の見直し、③政治資金パーティーの在り方、④企業・団体献金の存廃が主な論点です。

6月23日の会期末まで1カ月となる中、岸田文雄首相は今国会での成立を掲げていますが、公明や野党各党は自民案では政治資金の透明化が不十分、抜け道があると批判。隔たりが大きく、どう調整できるかが課題となっています。

衆院特別委で審議入りした各党の政治改革関連法案

	自民案	立憲民主案 (①②は国民民主 と共同提出)	維新案
① いわゆる「連座制」	収支報告書の「確認書」交付を議員に義務付け	議員にも収支報告書の記載と提出を義務化。政党交付金の停止措置も	(言及なし)
② 政策活動費	1件あたり50万円超を受け取った議員の使途項目を公開	禁止	年間の使用上限を定め、10年後に使途と領収書を公開
③ 政治資金パーティーの是非、パー券購入者の公開基準※	開催は容認。10万円超の購入者を公開	開催自体を禁止	企業・団体のパー券購入のみ禁止。5万円超から公開
④ 企業・団体献金	(言及なし)	禁止	禁止

出所：東京新聞 TOKYO WEB

※現行は20万円超のパー券購入者のみ公開

重要経済安保情報保護法が成立

運用基準は政府に白紙委任

経済安全保障上の機密情報を扱う民間人らを身辺調査するセキュリティー・クリアランス(適性評価)制度の導入を柱とした重要経済安保情報保護法が5月10日、参院本会議で可決、成立しました。

重要経済安保情報の漏えい防止が目的で、違反には罰則が科されます。しかし、重要経済安保情報

の指定や解除、適性評価の実施などに関する運用基準は、政府が定めることとされています。

運用基準を閣議決定とすることについて、右崎正博独協大名誉教授(憲法学)は、「政令による処罰を禁じる憲法73条6号に抵触する可能性があり、処罰の対象行為はあらかじめ法律で定めなければならないという『罪刑法定主義』を要請する憲法31条にも反する」と指摘しています。

ロシア戦術核兵器部隊が演習 欧米を牽制

ロシア国防省は、5月21日、プーチン大統領の指示に従い、戦術核兵器を扱う部隊による軍事演習を開始したと発表。そのねらいについて「西側当局者の挑発的な発言や脅迫に対し、ロシアの領土一体性と主権を確保するためだ」などと主張。しかし、核による威嚇は許されない行為です。

日中韓首脳会談(サミット)開催 4年半ぶり

岸田文雄首相と中国の李強首相、韓国の尹錫悦大統領は5月27日、ソウルで日中韓首脳会談(サミット)を開き、人的交流や気候変動など6分野で協力を推進するとして共同宣言を採択。サミットや閣僚会合を定期的に開催することで合意し、次回は日本での開催となっています。

ICJがイスラエルに軍事作戦停止を命令

国際司法裁判所(ICJ)は5月24日、パレスチナ自治区ガザへの攻撃を続けるイスラエルに対し、暫定措置としてガザ南部ラファでの軍事作戦の即時停止などを命じました。



イスラエル軍の攻撃を受けたパレスチナ自治区ガザ最南部ラファで、がれきの中にたたく子ども=2024年4月27日 AFP時事

平和川柳「変えよう、政治を」

- 大乱立 二番じゃダメよ 都知事選
- 水俣の 声三分で 切る政治
- 東京五輪 レガシーという 負の遺産

東戸塚9条の会 勉強会

6月8日(土)10:00~12:00
東戸塚地区センター和室
参加費無料・事前申込不要

9の日宣伝

6月9日(日)14:00~15:00
JR東戸塚駅改札口付近
ピラマキ・アピールなど



「国の指示権」 地方自治法改定案

憲法壊す「戦争する国づくり」と連動

6月23日の今国会会期末を目前にし、国が地方自治体に対し発動できる「指示権」を新たに導入する地方自治法改定案の審議が重大な山場を迎えています。

■ 憲法が保障する地方自治を破壊

改定案は、政府が「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」と判断すれば、国に地方自治体への広範な「指示権」を与え、自治体を国に従属させる仕組みをつくるものです。

政府は、沖縄で民意も地方自治も無視し、知事の権限を奪う「代執行」にまで踏み込んで名護市辺野古への米軍新基地建設を強行しています。こうした強権的なやり方を、国の指示権によって全国でやろうというのがこの法案です。

憲法が保障する地方自治を根底から踏みにじるもので、絶対に許すわけにはいきません。

■ 恣意的運用が可能

改定案では、「大規模な災害、感染症のまん延、その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合」に、住民の生命・財産を守るために、国が「特例」として自治体に必要な指示を行う「補充的指示権」を定めるとしています。

災害や感染症を例示していますが、「その他これらに類する」など「事態」の範囲は極めて曖昧です。さらに、発生のおそれがあるなど判断はすべて政府に委ねられ、国会にも諮らず恣意的運用が可能です。

■ 「戦争する国家づくり」と連動する危険

憲法は地方自治を明記し、政府から独立した機能を持つ「団体自治」と住民の意思にもとづく「住民自治」を保障しました。戦前の中央集権的な体制の下で自治体が侵略戦争遂行の一翼を担わされたことへの反省からです。

第2次安倍晋三政権への交代以来の自公政権が着々とすすめてきたのが、憲法改悪・「戦争国家づくり」に向けた特定秘密保護法、経済秘密保護法などの治安立法です。

自公政権が進めてきた治安立法

2013年	特定秘密保護法
2015年	安全保障法制(戦争法)
2016年	通信傍受法改正(盗聴法)
2017年	組織犯罪処罰法改正(共謀法)
2021年	土地利用規制法
2022年	経済安保法
2024年	経済秘密保護法

今回の地方自治法改定も、こうした流れと無縁ではありません。改定案が戦争などの「非平時」にふさわしい戦前・戦中の中央集権的な国家体制に逆戻りしようとしているのは明らかです。

■ 安保3文書「空港・港湾の軍事利用」可能に

岸田文雄政権は安保3文書にもとづき、軍事利用のために空港・港湾などの整備をすすめています。国と自治体が確認書を交わし、「国民の生命・財産を守る上で緊急性が高い場合」に「自衛隊・海上保安庁が柔軟かつ迅速に施設を利用できるよう努める」としています。

政府は、自治体に自衛隊の優先使用を強制するものではないと説明しますが、この地方自治法改定案は、国が必要と判断すれば優先使用を指示することを可能にします。

安保3文書にもとづく「戦争する国づくり」のために地方自治を破壊する悪法を許してはなりません。

国から自治体への「指示権」とは？

